

福岡県公報

平成19年8月17日
第2716号

目次

告示(第1545号 - 第1558号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

	(商業・地域経済課)	1
保安林予定森林の所在場所等	(治山課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	3
土地改良区の清算人の退任	(農地計画課)	4
公共測量の終了	(土木管理課)	4
公共測量の実施	(土木管理課)	4
国土調査の成果の認証	(農地計画課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
告示			
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(薬務課)	6

告示

福岡県告示第1545号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ドラッグストアモリ柳川店
 - (2) 所在地 福岡県柳川市大和町徳益字晴天22番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
路上駐車等が発生しないよう十分な駐車場を確保するよう要望します。
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
大型施設の出入り口では事故が多発する傾向にあるので、出入り口については、視界を確保し、自転車・歩行者などの安全対策に配慮していただきたい。
また、店舗出入り口の国道208号は、周辺住民の通学路として使用されている。特に小中学校等の下校時間帯においては、店舗へ出入りする車両へ安全運転の徹底を図ること。
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
ごみの分別の徹底と減量化に努めてください。
特に、古紙などのリサイクル可能な物については、分別の徹底とリサイクルをお願いします。
なお、貴チェーン店において、自主的に回収されている資源物等がありましたら、今回の届出店舗でも取り組んでいただきますようお願いいたします。
 - (4) 騒音の発生に係る事項
営業等に係る騒音が、近隣住民に影響を及ぼさないよう配慮願いたい。
 - (5) 廃棄物に係る事項等
廃棄物保管場所が、住宅に近接するため、汚水や臭気等に対する対策をお願いします。

(6) 街並みづくり等への配慮等

住居、農地に隣接しているため、照度について周辺に悪影響を与えないよう照明器具の取り付け、位置・高さ・向きについて十分配慮すること。

(7) その他

意見なし

福岡県告示第1546号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市早良区大字小笠木字男釜165（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1547号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

（変更前）特定非営利活動法人福岡在宅障害者援護会・シーソーねっと

（変更後）NPO法人 障がい者援護会でんくる

(2) 代表者の氏名

古賀 稔章

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区鳥飼5丁目6番38号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、脳性まひ者をはじめとする、全身性障害者などの社会参加を促進していく活動を行うことにより、地域福祉に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1548号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年7月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 いとしま児童クラブ

(2) 代表者の氏名

濱地 孝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県前原市前原東三丁目8番17号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、放課後等において保育が必要とされる小学校児童に対し、豊かで安全な生活の場を多世代の人々と連携して築くことで、子どもたちの心身ともに健やかな発達を支援し、また、親の働く権利を保障する活動を行うことで、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

福岡県告示第1549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年8月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	一般国道200号	飯塚市片島3丁目534番4先から 同市片島1丁目542番1先まで
飯塚	一般国道200号	飯塚市勢田2328番6先から 同市勢田2328番3先まで

福岡県告示第1550号

久留米市高野小森野町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
渡邊 増己	久留米市小森野6丁目5番28号
笠 武之	" " 5丁目8番40号
高田 國男	" " 6丁目12番10号

2 退任監事

氏名	住所
高田 忠章	久留米市高野2丁目5番23号

3 就任理事

氏名	住所
高田 新一郎	久留米市小森野6丁目3番20号
笠 武之	" " 5丁目8番40号
高田 國男	" " 6丁目12番10号

4 就任監事

氏名	住所
北村 幹雄	久留米市高野2丁目3番23号

福岡県告示第1551号

池田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
永野 寛治	宗像市池田906番地
井土 芳雄	" 1250番地
安部 英昭	" 1082番地

占部公徳	"	1047番地
森内正徳	"	2393番地1

2 退任監事

氏名	住所
永野富芳	宗像市池田912番地1
安部一生	" 1091番地1

3 就任理事

氏名	住所
永野寛治	宗像市池田906番地
井土芳雄	" 1250番地
安部英昭	" 1082番地
占部公徳	" 1047番地
森内正徳	" 2393番地1

4 就任監事

氏名	住所
永野富芳	宗像市池田912番地1
安部一生	" 1091番地1

福岡県告示第1552号

解散した清算法人草野土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
穴見善澄	久留米市草野町草野208番地1

赤司勲	"	吉木1403番地2
大塚貞隆	"	草野733番地1
合原利治	"	吉木290番地2
宮崎義信	"	紅桃林572番地1
國武靖憲	"	吉木1297番地3
中野仁	"	草野706番地1
久富一彦	"	" 611番地
今村克嘉	"	吉木1707番地
弘瀬豊	"	" 1374番地1
國武寛敏	"	" 1254番地2
井上勝喜	"	" 1364番地1
宮崎義雄	"	紅桃林512番地1
今村英二	"	吉木1659番地

福岡県告示第1553号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市西部地域	平成19年7月25日

福岡県告示第1554号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉北区	平成19年8月10日から 平成19年9月10日まで

福岡県告示第1555号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川郡香春町	平成17年度から 平成18年度まで	地籍図及び地籍簿	大字採銅所の一部	平成19年8月6日
京都郡みやこ町	平成17年度から 平成18年度まで	地籍図及び地籍簿	犀川大坂の一部	平成19年8月6日

福岡県告示第1556号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市旭ヶ丘一丁目786番4から786番16まで

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東1丁目1番33号
株式会社富士開発九州支店 代表取締役 小尾 洸

福岡県告示第1557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
柳 川 県 道	谷 徳 垣 線		前	柳川市大和町栄 1490番1先から 同市大和町徳益419 番1先まで	4.0 ~ 11.8	4,041.2	うち県道 大牟田川 副線重用 延長241.1 メートル
			前	同上	5.0 ~ 70.0	3,758.5	
			後	柳川市大和町栄 1489番1先から 同市大和町徳益418 番先まで	4.0 ~ 11.8	4,041.2	うち県道 大牟田川 副線重用 延長241.1 メートル
			後	同上	5.0 ~ 87.0	3,758.5	

福岡県告示第1558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年8月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	谷垣線 徳益線	柳川市大和町栄1077番2先から 同市大和町徳益418番先まで

公 告

公告

薬事法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成19年8月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成19年8月10日から同年9月10日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載するほか、福岡県保健福祉部薬務課に備え置きます。